

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成 24 年 7 月 6 日（金）15：00～17：05

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、白波瀬委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

総務省統計局、法務省大臣官房司法法制部、法務省入国管理局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、大阪府総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、空閑内閣府大臣官房統計委員会担当室調査官、浜東総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官、金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

4 議事次第

（1）第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

- ① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備
- ② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- ③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

（3）その他

5 議事概要

主な意見等は以下のとおり。

（1）第2ワーキンググループ第1回会合における確認事項について

資料1に基づき、第1回会合のヒアリングにより確認すべきとされた4つの事項について確認が行われた。

確認事項のうち、「平成 23 年度統計法施行状況報告の「実施済・検討中の別」の区分に関するワーキンググループの議論を踏まえた修正・見直しについて」に対し、事務局から以下の説明がなされ、本会合において了承された。

なお、これ以外の3つの事項については、第3回会合で関係府省から説明されることとなった。

- ・ 毎年度、総務大臣から統計委員会（以下「委員会」という。）に統計法施行状況報告（以下「施行状況報告」という。）がなされ、委員会は同報告を受けてその内容の審議を行い、意見を述べることができるとされており、委員会における審議の結果、その報告内容を委員会の判断として修正することはあり得るものと考えられる。しかし、施行状況報告は総務大臣から委員会に提出された時点で法的には報告手続きが完了しており、遡及して修正される性格のものではないと考えられる。

（２）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

資料４に基づき、総務省統計局から、国勢調査のオンライン回答方式の推進等に関する前回（平成 22 年）調査の検証状況について説明が行われ、併せて、東日本大震災が与えた影響を把握する国勢調査における調査項目や、施行状況報告のうち、「一部実施困難」とされている結婚時期、子供数等の少子関連項目の把握可能性について確認が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 東京都は、平成 22 年国勢調査のモデル地域としてオンライン回答方式を実施したが、調査員調査の実施の困難化、プライバシー意識の高まりなどの関係から、今後も同方式の推進を図るべきと考えている。平成 27 年調査に向けて、スマートフォンなど携帯端末による回答もできるよう改善すること等により、回答率等の向上につながるものと考えている。
 - ・ オンライン回答の回答率を高めることにより、コスト面での改善が図られる見通しはあるのか。
 - ・ オンライン方式で回答した者のアンケート結果をみると、回答率について若年層は期待したほど高くなく、高齢者層は厳しいという理解でよいのか。
- オンライン方式による回答率をある程度確保できると、調査員活動の効率化につながり、コスト面での改善が見込まれるのではないかと、また、30 代、40 代の回答率が高いようであるが更に分析を行うことが必要と考えている。このようなことから、平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査を通じてオンライン方式による回答状況などについて更に詳細な分析を行うこととしている。
- ・ 東京都をモデル地域としてオンライン調査を実施し、8.3%の回答率を得たことは評価すべきと考えるが、一方、不詳回答が増加したことを踏まえ、次回調査の企画に向けて検討を行う必要があるのではないかと。
- 調査対象者を考慮し、調査員調査、郵送調査、オンライン調査といった複数の調査方法をどのように組み合わせて調査をするのか、バランスを考えて検討していく

ことが必要ではないか。

- ・ 結婚時期や出生児数などの項目については、調査客体から正しい申告を得ることが困難として、昭和 55 年調査から削除されており、また、平成 22 年調査からは郵送による全封入回答方式を採用していることもあり、これらの項目を国勢調査の項目として復活させるのはかなり難しいのではないかと、また、このようなことから、基本計画に盛り込むことは得策ではないと考える。
- ・ 結婚時期や出生児数などの項目が答えにくい項目であることは理解できるが、出生率の現状を考えると、把握してほしい項目である。
- ・ 結婚時期や出生児数を把握する必要性を全否定するものではないが、基本計画の別表中の「具体的な措置、方策等」に、「既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握可能性について検討する。」とあり、新規調査はリソースの制約もあり、既存調査の出生動向基本調査などで把握する方法が現実的ではないか。
- ・ 平成 27 年国勢調査は簡易調査年であり、調査項目数の制約があることは理解できるが、次期の大規模調査年に向けた準備の中で、結婚時期や出生児数の調査事項の調査の可能性などについて検討していただきたい。

② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

資料 5 に基づき、文部科学省から、施行状況報告の中で「実施困難」と報告されている「学校保健統計調査の調査方法や調査票の改善についての検討」及び「学校教育から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計の検討」について説明が行われ、その理由等について確認が行われた。

なお、質疑応答終了後、津谷座長から、文部科学省に対し、基本計画の中でも学校教育関連統計の改善の必要性が指摘されており、本ワーキンググループ（以下「WG」という。）会合における審議の参考とするため、次回会合において、学校基本調査等所管統計調査における近年の改善内容や今後の見直しについて説明していただきたい旨の依頼があった。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ ライフコース全般を的確にとらえる統計調査については、文部科学省が独自で実施することは難しいかもしれないが、既に縦断調査を実施している厚生労働省や大学等と連携することを検討することが有効ではないか。
- 今後、厚生労働省や大学等と相談していきたいと考えている。
- ・ 学校保健統計調査に係る事項は、どのようなことから基本計画に盛り込まれたのか。

→ 基本計画策定段階において、当時の基本計画部会WGにおいて議論されている。統計審議会において、平成17年に学校保健統計調査に係る答申がなされ、その中で児童・生徒の心の健康や保健相談を含めた学校保健行政の保健管理の分野を対象とした中核的な調査として学校保健統計調査を位置付けるとされているなど、児童・生徒の心の健康が取り上げられていた。ただ当時、これら事項については、一般統計調査において把握されているものの、より客観性のあるデータが必要といった指摘がなされていた。

- ・ 学校保健統計調査において、心のケアを含めて客観的な指標を把握することは技術的にも難しいと思われるが、子どもの健全育成は重要なことから、身体面、心理面を含め、総合的に把握できる調査があることが望ましい。

→ 健康診断は全ての生徒を対象として実施するものであり、学校保健関係者、医学関係者等の理解が必要であり、また、予算面や学校内で実施する時間的制約もあり、調査項目は限定的なものとなる。

例えば、必然的に生活習慣病の関係での血液検査など健康診断項目になく学校保健統計の対象となっていないものについては、全児童生徒ではなく一定のサンプルを取って「児童生徒の健康状態サーベイランス事業」として調査を行っている。

- ・ 基本計画を策定する段階において、サーベイランス事業の報告に関し、必ずしも十分な情報提供はなかったが、学校保健統計調査に附帯するという位置付けとして考えられるのではないか。

心の病気やアレルギー、生活習慣病などがWGにおいて議論になったが、議論の中心は調査の在り方であり、健康診断は全員を対象に実施しているのに、統計として利用されるのは、発育状態は4.7%、健康状態は23.1%と抽出部分だけであり、調査の電子化を図るなど、もう少し効率的な形にすれば全員のデータを利用できるのではないかということが論点であった。

③ グローバル化の進展に対応した統計の整備

資料6に基づき、法務省から「在留外国人統計及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実」について説明が行われた。主な意見及び各省からの回答は次のとおり。

- ・ 「在留外国人統計」第8表について、「国籍（出身地）別市区町村在留外国人」のホームページでの公表の可否を検討中とあるが、主な議論としてどのようなことがあるのか。

→ 町村レベルになると外国人の数が少ないため、特定されるケースがあり得るのではないかといった議論があり、この点について問題ないのか検討しているところで

ある。

- ・ 「在留外国人統計」第1表について、在留資格と実際の在留状況が異なる場合（例えば留学目的であるがアルバイトが中心等）、識別把握が可能か。

→ 本統計は、本人がどのような在留資格を持っているかという面から作成するものであり、これ以外の面からの把握はできない。

- ・ これまで把握されてきた外国人登録者数と新制度により在留資格を得た外国人数との間にどれぐらい差異が出ると見込んでいるのか。

→ 今までの外国人登録は、入国後90日以内に登録する旨が法律に明記されているが、登録する必要のない90日未満の短期滞在者や在留資格を有しない者も何らかの理由で外国人登録証を必要であるとして登録することが可能であり、統計はこれらを含めて作成されている。しかし、今後は在留期間が3か月超の外国人についてのみ統計の把握対象となるので、若干減ることが見込まれるものと考えている。このため、「在留外国人統計」第1表及び第2表については、「総数（中長期在留者及び特別永住者以外の者を含む）」を公表することとしている。

- ・ 「在留外国人統計」第6表について、今後は世帯主情報が取得できなくなり、国籍別世帯主との続柄別を把握できなくなることだが、家族形態は把握できなくなり、外国人の数だけが把握されることとなるのか。

→ 今後、外国人の世帯情報は住民票において把握されることとなっている。

- ・ 「中長期在留者」とは、統計でいう常住者と考えてよいのか。また、「総数」とはどのようなものか。

→ 「中長期在留者」とは、新たな在留管理制度の対象者及び特別永住者である。一方、「総数」とは、ある時点に日本に居る外国人である。すなわち、入国記録があり未だ出国していない外国人の12月31日現在の数である。短期滞在者でも12月31日現在に国内に滞在していれば「総数」に入る。

（３）その他

次回の会合は7月13日（金）15時から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>